

件 名	在宅子育て世帯のための子育てひろば等の整備拡充に関する陳情		
提 出 者 住 所 氏 名	墨田区東向島 在宅子育て世帯の子育て支援を考える会 代表 K		
受 理 年 月 日	令和元年 11月 19日	受 理 番 号	第 8 号

要 旨

- 1 区は、区北部に子育てひろばを設置してください。
- 2 子育てひろばの設置に当たっては、区所有の空き施設の有効活用や、練馬区・荒川区などを参考に民間の社会資源を活用するなど、官民連携して推進してください。
- 3 今後の児童館の整備に当たっては、就学前の児童を持つ世帯にも配慮した施設として整備してください。

(理 由)

墨田区では、基本計画に基づき子育て支援環境の徹底整備が進み、待機児童解消の観点から保育園の整備が大きく進みました。

しかし、0歳から2歳までの就園前の児童がいる世帯のうち、保育園に通園しているのは約4割であり、残りの約6割が在宅で子育てしている世帯です。

この在宅子育て世帯への支援策として、子育てひろばの事業が位置付けられますが、墨田区では、区南部の両国と区中央部の文花に子育てひろばが2か所、さらに今後、区南部にもう1か所、指定管理者制度を活用した子育てひろばが設置されると聞いており、区北部には子育てひろばは1か所もありません。

また、区北部には児童館は多いのですが、その施設は就学後の児童の放課後対策が中心の拠点であり、施設の老朽化も著しく、施設の機能・設備の上から、0歳から2歳までの幼稚園就園前の親子が集う場所としての機能を併せ持つとは言い難い状況になっています。

さらに、墨田区には旧向島中学校や旧すみだ健康ハウス、また新保健センター整備後の現在の両保健センターなど、その後の活用計画が示されていない施設もたくさんあります。こうした施設を子育てひろばとして再利用することも考えられると思います。

墨田区は、近年、人口増の傾向にありますが、核家族化は一層進んでおり、区外から転入してくる子育て世帯の中には、近所に頼れる人が少ない世帯も増えてきています。

子育てひろばは、生活圏の中で子育て世帯の相互交流を促進し、様々な育児における悩みや相談を受けることで、子育ての孤立化を防ぐために必要不可欠な施設です。

練馬区や荒川区等においては、公設置だけでなく民間活力を活用し、生活圏の中で広く子育てひろばの整備が進んでいます。墨田区には、児童福祉法に基づくひろ

ば型の基準を満たしているものの、区が地域子育て支援拠点として位置付けていない施設もあります。

こうした観点から、在宅子育て支援の拠点として、子育てひろばの整備を強く求めます。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以 上